

第2号議案

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月24日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により教育長が常勤の特別職とされたことに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」の次に「教育長並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長がある場合は、当該教育長の任期満了日（その日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間においては、改正前の第 1 条の規定は、なおその効力を有する。